

妙典小学校いじめ防止基本方針

市川市立妙典小学校

1 いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童が、同じ学校に在籍する等一定の人間関係にある他の児童に対して行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

（← 「いじめ防止対策推進法第2条」の規定）

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習や他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域の方及び関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめの未然防止

「いじめはしない、許さない」という強い意志を、常に児童及び保護者に顕示しながら、以下の点に取り組む。

- ① 教職員の適切な言葉遣い、及び体罰防止の徹底を図る。
- ② 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を意識して、教育活動を実施する。
- ③ 全教育活動を通しての「いじめ防止」教育を実施する。
 - ア. 人権教室の開催
 - イ. 妙典中学校ブロック協同による、いじめ撲滅のための「オレンジリボン・キャンペーン」を10～12月に展開、並びに「いじめをしないための行動宣言」（児童会の主導）の実施を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① 生活アンケートを年2回（6月及び11月）実施することで、いじめの実態把握に活かすとともに、学級担任は児童との面談を行う。
- ② いつでも教育相談をできる環境を設定し、いじめに関して保護者との連携を図る。
- ③ 定例の子ども支援部会の他に、必要に応じてSB委員会を設置し、体制を整える。
- ④ ゆとろぎ相談員やスクールサポートスタッフなどの職員との連携を図る。

(3) いじめ発生時の対処

- ① 事実確認と報告
 - ア. いじめの発見、相談を受けた場合、当該児童が在籍する学年の主任に報告し、速やかに事実の有無の確認を行う。

- イ. 発見、通報、相談を受けた教職員は、一人で抱え込まず、生徒指導主任に直ちに報告する。生徒指導主任は、校長の指示を受けて、SB委員会を開催し、情報を共有する。
- ② いじめの解決に向けた対応及び配慮事項及び指導方針の決定
 - ア. 事実確認の結果は、学級担任及び学年主任が被害及び加害児童の保護者に連絡する。特に、事案が生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると校長が判断した場合は、速やかに教育委員会に報告し協議する。
 - イ. いじめの状況や背景等についてSB委員会で報告・説明し、今後の指導方針や対応について協議し、決定する。
 - ウ. 被害を受けた児童及び保護者には、徹底して守り通すことや公表を望まない事実は秘密事項として公開しないことを伝える。そして、被害児童の安全を確保することを最優先とする。
 - エ. 加害児童には、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景に眼を向けた指導を行う。
 - オ. 加害児童の保護者へは、いじめの経緯を説明し、今後の対応についての理解と協力を求める。また、適宜、助言を行い、問題の解決に向けて共に取り組む。
 - カ. インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除を求める措置を取る。また、児童の生命や身体及び人権に重大な被害が生じる恐れが予想される時、並びに犯罪行為として考えられる場合には、直ちに所轄の警察署に通報し、支援を求める。

(4) いじめ防止の組織

① 名称及び組織

ア. 名称

「SB委員会」(Stop Bullying 〈いじめ〉の略)

イ. 役割

役 職	役 割	内 容
校 長	全体指揮	教育委員会への連絡・説明及び対応策の連携
教 頭	外部との交渉	保護者及び外部との対応・指導助言(相談窓口)
生徒指導主任	委員 長	委員会の招集、協議の進行、いじめ防止策の立案
教務主任	事 務 局	基本方針の立案
学年主任	委 員	事実の確認及び児童への指導助言
全教職員		いじめの拡大防止の指導、心のケア

(5) 公表、点検、評価等について

① 基本的な考え方

- ア. いじめ問題を隠蔽しない。ただし、被害及び加害児童の人権等を保全する必要がある場合を除く。
- イ. いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検及び評価を行う。

② 措 置

- ア. 学校だより、ホームページ等で、「妙典小学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- イ. いじめに関する生活アンケートを実施し、統計・分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ウ. いじめ問題への取組状況を、児童、保護者及び教職員で評価し、その結果を踏まえた改善を図る。

【いじめ対策組織の情報の流れと役割】

